

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成24年9月28日福警捜一第4446号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、審査請求人の主張どおりに実施機関が審査請求人の配偶者（以下「本件配偶者」という。）の検視又は見分を行ったとすれば、実施機関が作成することとなる本件配偶者の死体検案書の謄本及び同書作成に係る決議資料の全てである。

実施機関は、本件文書については、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）及び第6号（捜査等情報）に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定に基づき本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

ア 実施機関が条例第7条第1項第1号及び第6号に該当するとして非開示とした文書の開示を求める。

イ 本件配偶者に関する「死体見分調書」、「遺体及び着衣を見分した記録」、「死因を自殺と認定した報告書等」及び「科捜研における血液検査の検査結果の文書」の開示を求める。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成24年9月16日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成24年9月28日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成24年11月26日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 死体検案において、自殺による死亡とされたことについて、「死者の状況を明確にするため」、平成24年8月24日請求代理人が粕屋警察署で、自殺と判断した理由を尋ねた

が、遺族側の認識と違うため、死体見分調書そのものの開示が必要となった。

また、平成24年10月2日に面談した死体検案を行った医師は、自らの医師としての所見からは自殺を説明できるものではなく、その判断については見分を行った司法警察員の助言に従ったと言及した。

(2) 本件の場合、死体検案書中の「自殺」の表記から争いが始まり、開示請求も平成24年9月27日に行った本件死体検案に係る審査請求も、請求人側に、死体検案と死体見分の処分権限の混同が見受けられるにもかかわらず、条例第6条第2項の請求書中の形式的不備に係る補正の助言もなされていないが、非開示決定通知書中開示しない理由として、「特定個人の死体検視・見分に関する情報は・・・」と表記し、開示請求人が死体検案において、自殺による死亡であったとする助言の元となった資料の開示を求めていることを実施機関は認識している。

(3) 検視と死体検案は、密接に表裏をなした行為であり、本件の死因の種類を自殺としたことの根拠は、当該医師も実施機関も、死体見分調書の結果としている。

(4) 実施機関からの教示が不足していること、及び審査請求書の「審査請求の趣旨」で、本件請求の対象文書を明示していることから、本件死体見分調書、本件遺体及び着衣を見分した記録並びに本件の死因を自殺と認定した報告書等について改めて開示請求を行う。

(5) 平成24年10月2日の話合いにおいて、自殺の動機と方法を証する科学的根拠に欠けているのではとの問いに、採取した血液サンプルを科捜研で検査中であるとの回答があったので、併せて当該血液検査結果の請求を行う。

(6) 非開示理由とした、条例第7条第1項第1号（個人情報）は、本件の場合該当しない。

本件個人情報は、本件配偶者の死亡原因を確認する根拠となるものであり、社会通念上、夫である開示請求人自身の個人情報と見なし得るほど密接な関係にある情報といえることができるので、開示請求人を第1号の開示請求権者と認めることに理由がある。

愛知県警察本部に勤務していた警察官が独身寮屋上から落下した事件では、愛知県公安委員会の諮問を受けた愛知県個人情報保護審議会が、同様の理由により親からの不開示決定を取り消して改めて開示決定等をすべきである等の答申を行い、同公安委員会は、これを受けて不開示決定を取り消す旨の裁決を行った事例がある。

(7) 本件において、警察署は、自殺による死亡と判断しており、将来犯罪捜査が開始される具体的な可能性は認められず、本件死亡に関する将来の捜査に具体的な支障を生ずるおそれがあるとは認められないから、条例第7条第1項第6号の捜査等情報に当たることを理由とした本件非開示決定には、相当の理由があるとは言えない。

愛知県警察本部に勤務していた警察官が独身寮屋上から落下した事件（名古屋地裁平成19年（行ウ）第47号）の判決においても、同様の理由が付されている。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件開示請求の対象について

実施機関が検視又は見分を実施した場合には、医師が死体の検案を実施することとなる。検案を行う医師は、死体の検案に際し、医師自身の医学的知識と、死体の外表所見の見分結果等を判断要素として死体検案書を作成し、交付する義務を負うもので、作成者は医師自身であり、実施機関は死体検案書を作成する権限を有しない。仮に、本件文書が存在するとすれば、実施機関が管理している検案を行った医師が作成した「死体検案書」の写しであり、「検案書作成に係る決議資料」については、実施機関においては管理していない。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

本件開示請求は、個人を特定した上でなされたものであり、また、本件文書は、特定の個人について、実施機関による検視又は見分が実施された場合に医師が作成するものであり、当然に特定の個人が識別され得る情報であるから、条例第7条第1項第1号に該当する。

(3) 条例第7条第1項第6号該当性について

本件文書は、特定の個人について、実施機関による検視又は見分が実施された場合に医師が作成するものであり、特定個人の死亡に関し、捜査に着手しているか否かを推測させ得る情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、捜査の密行性が失われ、場合によっては、関係者による罪証隠滅の危険も生じ得るのであり、公にすることにより、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある情報であるから、条例第7条第1項第6号に該当する。

(4) 条例第9条について

本件文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号及び第6号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第9条の規定に基づき、本件文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

6 審査会の判断

(1) 死体検案書について

死体検案書は、診療継続中の患者以外の者が死亡した場合又は診療継続中の患者が診療に係る傷病と関連しない原因により死亡した場合に、死体を検案した医師が作成するものである。

また、死体検案書は、人間の死亡を医学的・法律的に証明するものであって、その作成に当たっては、死亡に関する医学的、客観的な事実を正確に記入することとされている。同書には、死亡者の氏名、住所、生年月日、年齢、死因、死因の種類等の情報が記載され

る。

医師法（昭和23年法律第201号）第19条第2項によれば、検案をした医師は、死体検案書の交付の求めがあった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならないとされている。

戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条の規定によれば、同法第87条に定める届出義務者は、死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡診断書又は死体検案書を添付して、死亡の届出をすることとされている。

届出義務者は、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定に基づく死体の検視又は見分が行われた場合には、検視又は見分を行った警察署に死体検案書を提示し、検視済みの証明を受けた後、届出を行っている。

(2) 死体見分調書等について

警察官は、死亡が犯罪に起因するものであるか否かに応じて、検視規則又は死体取扱規則の規定に従い、医師の立会いを求めて、検視又は見分を行い、検視調書又は死体見分調書を作成するとともに、必要に応じて死体検視見分即報、変死体発見報告書、写真撮影報告書及び血液の鑑定嘱託書等を作成する。これらの文書には、死亡者の氏名、住所及び職業等並びに体格、顔色、死斑等の死体の諸現象、発見・見分時の死体の状況、死因及び死亡前の行動、既往症、遺書の有無等の情報が記載される。

(3) 本件文書の存否応答拒否について

条例第9条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとしている。

本件開示請求は、特定の個人の氏名を挙げて、当該個人の死体検案書の謄本及び検案書作成に係る決議資料の全ての開示を求めたものであり、実施機関は、条例第9条の規定により、条例第7条第1項第1号及び第6号の非開示情報が明らかになるとして、存否応答拒否を行ったものである。

したがって、本件文書の情報が、同号に規定する非開示情報に該当するかについて判断する。

ア 条例第7条第1項第1号該当性について

(ア) 条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記載されている公文書は非開示とすることを定めたものであり、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

本件文書については、その存否を答えることで、特定の個人に係る検視又は見分の情報の存在が明らかになるものであり、仮に本件文書が存在する場合、同文書の性質上、検視又は見分の対象となった個人の氏名等のほか、同人が検視又は見分された事実や死因等といった情報自体ないしそれらを推測させ得る情報が記録されているものと解され、それらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本件文書の情報は、同号本文に該当する。

また、当該情報は、例外的に開示することが認められる同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定に基づき本件文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

(イ) なお、審査請求人は、本件開示請求が死体見分に係る文書の開示請求を行ったもので、そのことは実施機関も認識しており、実施機関が必要な補正の助言を行わなかったとして、本件開示請求書に記載された死体検案書だけでなく、死体見分調書、遺体及び着衣を見分した記録、死因を自殺と認定した報告書等並びに科捜研における血液検査の検査結果の開示を求める旨主張している。

しかしながら、仮にこれらの文書が本件開示請求に含まれるとしても、これらの文書が存在するのであれば、検視又は見分の対象となった個人の氏名等のほか、特定の個人が検視又は見分された事実や死因等といった情報自体ないしそれらを推測させ得る情報が記録されているものと解されることから、条例第9条の規定により、存否応答拒否を行った実施機関の決定が妥当であるとする当審査会の判断に影響を与えるものではない。

イ 条例第7条第1項第6号該当性について

実施機関は、本件文書が条例第7条第1項第6号に該当するとしているが、上記ア(ア)で既に判断したとおり、本件文書は同項第1号に該当するため、同項第6号該当性について重ねて判断しない。

(4) 特定個人の配偶者からの開示請求について

審査請求人は、愛知県個人情報保護審議会答申第54号や名古屋地裁平成19年(行ウ)第47号判決を引用しながら、「社会通念上、本件配偶者の夫である開示請求人自身の個人情報と見なし得るほど密接な関係にある情報ということができるので、本件開示請求人を開示請求権者と認めることに理由がある」として、条例第7条第1項第1号非該当性を主張している。

しかしながら、審査請求人の引用する上記判決等は、個人情報保護条例に基づく自己情報開示請求の事案であり、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず公文書の開示請求

を認める制度である情報公開制度においては、本人から自己に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるか等の個別事情は開示決定等の判断の際には考慮されないものであるから、本件とは事案を異にするものであって、審査請求人の主張は採用することができない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。